

# 申請書記載例

## 申請書【注1】

平成 年 月 日【注2】

建設工事紛争審査会 御中

【注3】  
申請人

㊞

### 1 当事者及びその代理人の住所・氏名【注4】

#### (1) 当事者

〒 住所 県 市 町 丁目 番 号 TEL  
申請人

〒 住所 県 市 町 丁目 番 号 TEL  
被申請人

#### (2) 代理人

〒 住所 県 市 町 丁目 番 号 TEL  
申請人代理人

〒 住所 県 市 町 丁目 番 号 TEL  
被申請人代理人

### 2 当事者の一方又は双方が建設業者である場合においては、その許可をした行政庁の名称及び許可番号【注5】

(行政庁) (番号) (法人名又は氏名)  
県知事 許可(般・特一)第 号 建設株式会社  
許可(般・特一)第 号

### 3 (あっせん、調停又は仲裁)を求める事項(具体的に記述する)【注6】

【注7】  
被申請人は、申請人に対し、本件工事請負契約に係る建築物の瑕疵に関し、瑕疵補修代金として金 万円を支払え、との(あっせん、調停又は仲裁)を求める。

### 4 紛争の問題点及び交渉経過の概要(具体的に記述する)【注8】

(1) 申請人と被申請人とは、平成 年 月 日甲第1号証のとおり本件工事請負契約を締結した。  
本件工事については、平成 年 月 日に建築確認を受け(甲第2号証)、平成 年 月上旬に工事が完成し、申請人は同年 月 日本件建物の引渡しを受けた。  
本件工事の請負代金については、申請人は平成 年 月 日に 万円、同年 月 日に 万円、そして引渡し後の平成 年 月 日に残金の 万円を被申請人に支払い、代金の支払いは完了している。

(2) ところが、本件建物には、次のような不具合が発生している。  
外装タイルのはがれ  
引渡し直後から建物北側の外装タイルのはがれ始め、雨水が浸透してくるために2階 室の壁面を汚損するに至っている。(甲第3号証の1ないし10)  
このため、申請人は、被申請人に対し、この瑕疵について補修するよう申し入れたところ、平成 年 月 日両者間でこの外装タイル補修方法について合意した。(甲第4号証)

しかし、被申請人は誠意をもって対応せず、一向に補修を行わないので、上記合意どおりの補修方法により、別業者に補修工事を行わせた。

この補修工事に要した費用は金 万円（甲第5号証）であった。

設計と異なる電気器具の取付

設計では、非常用の蛍光灯はバッテリー内蔵のものを取付けることになってしたが、実際は普通の蛍光灯を取付けており、その差額は 万円であった。

.....  
(3) よって、申請人は、被申請人に対し、上記(2)の ~ の合計金額 万円の支払いを求めるものである。

**5 工事現場、その他紛争処理を行うに際し、参考となる事項（具体的に記述する）** 【注9】

工事現場 県 市 町 丁目 番号  
工事名 マンション新築工事  
工事概要 RC3階建陸屋根共同住宅 延べ床面積 m<sup>2</sup>  
請負金額 万円  
工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

**6 申請手数料の額** 円【注10】

((あっせん・調停・仲裁)を求める事項の価額 万円)

**添 付 書 類**

商業登記簿謄本又は資格証明書 【注11】  
委任状 【注12】  
仲裁合意書 【注13】  
管轄合意書 【注14】

(添付する書類)

- 1 証拠書類がある場合においては、その原本又は写しを添付する。
- 2 法第25条の9第3項の規定により合意によって管轄審査会が定められたときは、その合意を証する書面を添付する。
- 3 当事者の一方から仲裁を申請する場合においては、紛争が生じた場合において法による仲裁に付する旨の合意を証する書面を添付する。

**証 拠 書 類** 【注15】

甲第1号証 工事請負契約書(写し) (必ず提出する。)【注16】  
甲第2号証 建築確認通知書(写し)  
甲第3号証の1ないし10 雨漏り、蛍光灯等の状況写真  
甲第4号証 外装タイル補修方法に合意したことを証明する書面  
甲第5号証 外装タイル補修工事費の領収書  
甲第6号証 .....

【注17】

収入 印・証紙	収入 印・証紙	収入 印・証紙	中央審査会	収入印紙
			県審査会	収入証紙

## 【申請書作成上の注意】

- 【注1】 あっせん、調停又は仲裁に応じて、申請書の前にそれぞれ記載します。
- 【注2】 実際に審査会事務局に申請書を提出する年月日を記載します。
- 【注3】 申請人の表示  
原則として、請負契約の名義人が申請人となります。  
申請人が個人の場合は、個人名を記載し、押印します。  
申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載し、押印（社印）します。  
代理人が申請する場合は、その氏名を記載し、代理人が押印します。  
申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で申請するときは、代理人として記載します。  
（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。）
- 【注4】 住所電話番号を必ず記載して下さい。
- 【注5】 許可行政庁の名称及び許可番号  
管轄審査会を確認する必要がありますので、申請人、被申請人の別を問わず許可を受けている場合は必ず記載して下さい。
- 【注6】 あっせん、調停又は仲裁を求める事項  
訴状の「請求の趣旨」に相当する部分です。  
何を請求するかの結論を書く部分ですので、その内容を極力簡潔に、説明抜きで数行程度にまとめて記載します。  
あっせん、調停又は仲裁に応じてそれぞれ記載を変えます。
- 【注7】 「瑕疵」とは、建築物等が通常備えなければならない性質を欠いていることを言います。
- 【注8】 紛争の問題点及び交渉経過の概要  
訴状の「請求の原因」に相当する部分です。  
請求の内容を具体的に説明する部分ですので、争点ごとに申請人の主張及び従来からの交渉の経過について必要な範囲で記載します。  
被申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かり易く、できる限り証拠を示して記載して下さい。
- 【注9】 工事請負契約書、建築確認通知書等に記載の事項を転記します。
- 【注10】 申請手数料の額は、 の算出表で計算して下さい。  
あっせん又は調停の打切りの通知を受けた日から2週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、次のとおり、当該あっせん又は調停の事件番号及び当該事件について納めた申請手数料の額を括弧書きで付記してください。

6	申請手数料の額	金	円			
	(うち平成	年(調	第	号について納めた額	金	円)

- 【注11】 商業登記簿謄本又は資格証明書  
当事者が法人である場合は、代表者の代表権を証明するために提出します。法務局で交付を受けて下さい。  
申請人と被申請人の双方が法人の時は、双方の分が必要です。
- 【注12】 紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。
- 【注13】 仲裁を申請する場合に提出します。〔 の7参照〕

- 【注14】 管轄合意に基づいて申請する場合に提出します。〔 の5参照〕
- 【注15】 証拠書類  
申請人が提出する証拠書類は「甲」号証、被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。  
申請人が提出する証拠書類には、赤書きで「甲第 号証」と一連番号をふって下さい。  
写真集のように数枚で一組になっているものについては、甲第 号証の1, 2, ……のように枝番号をふって下さい。  
証拠書類には、号証ごとにページをふって下さい。
- 【注16】 工事請負契約書（写し）  
最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要ですので、必ず提出して下さい。  
契約書添付の図面等は、請求内容に関係のある部分のみで結構です。
- 【注17】 収入印紙又は収入証紙  
管轄審査会によって、納める手数料の種類が異なります。  
・ 中央審査会 …… 収入印紙  
・ 県審査会 …… 収入証紙  
申請手数料分を正本の末尾に貼ります。（消印しないこと。）